

一般社団法人 園芸学会 The Horticulture Journal 編集委員会規程

(趣旨)

第1条 本委員会は、一般社団法人園芸学会定款第4条(1)に定められた学会誌の刊行事業のうち、The Horticulture Journal の刊行事業を企画し実施するための業務、ならびに細則第29条に定められた学会賞推薦事業に関連した業務を行う。この規程では、細則第26条に定めるThe Horticulture Journal 編集委員会について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) The Horticulture Journal の編集および出版に関する事項
- (2) 園芸学会年間優秀論文賞の推薦に関する事項
- (3) その他 The Horticulture Journal に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 編集委員長
- (2) 編集幹事
- (3) 編集副幹事
- (4) 編集委員
- (5) その他編集委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に編集委員長を置き、編集委員長は細則第26条に基づき正会員の中から会長により委嘱される。

- 2 編集委員長は The Horticulture Journal 編集委員会を招集し、その議長となる。
- 3 編集委員長は The Horticulture Journal に投稿された論文に対しての、採否の最終判定を行う。

(編集幹事・副幹事)

第5条 編集幹事は細則第25条に基づき正会員の中から会長により委嘱される。副幹事は、正会員の中から会長により指名され委嘱される。

- 2 編集幹事は編集委員長を補佐し、編集委員長に事故があるときには、その職務を代行する。
- 3 編集副幹事は、編集幹事の職務を補佐する。

(編集委員)

第6条 編集委員は、正会員の中から選出され、会長より委嘱される。

- 2 編集委員は、The Horticulture Journal 編集委員会において議事について審議するとともに、The Horticulture Journal に投稿された論文の審査を担当する。
- 3 編集委員の構成および選出については別途本編集委員会規程の内規として定める。

(委員会)

第7条 The Horticulture Journal 編集委員会は、日本国内に在住する編集委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の場合における第1項および第2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 5 委員会は、必要な場合は、書面あるいは電磁的方法によって議決することができる。
- 6 編集委員長が事故等により議長にあたることができないときは、編集幹事がこれにあたる。

(委員以外の者の出席)

第8条 編集委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門部会等)

第9条 委員会は、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

- 2 専門部会等に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務局)

第10条 委員会の事務を執り行うために、編集事務局を設置することができる。

- 2 委員会の事務および庶務は編集事務局において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事および運営に関し必要な事項は、本編集委員会規程の内規として編集委員会が定める。

(規定の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は平成27年10月1日から施行し、平成27年3月7日に遡って適用する。

この規程は平成30年3月3日から施行する。